

松下幸之助記念財団 研究助成
研究報告

(MS Word データ送信)

【氏名】光成 歩

【所属】(助成決定時) 東京大学大学院 総合文化研究科地域文化研究専攻

【研究題目】近代司法としてのイスラーム

: マレーシアにおける「イスラーム司法」制度の思想・設計とその後の展開

【研究の目的】

マレーシアの「イスラーム司法」は、イスラームを「マレー人の宗教」として法的に位置づけるマレーシアの国家の枠組みの中で発展してきた。本研究の目的は、この「イスラーム司法」の形成期に立ち返り、歴史的視点から現在起こっている論争や課題を理解することである。具体的には、①1950～60年代のマレーシア・シンガポール独立前後期になされたイスラーム法制の理念を再検討し、先行研究が集中する1980年代の制度改革の重要な起源として位置づけること、②イスラーム法制の主要な推進者であった法律家アフマド・イブラヒム(1916-1999)に焦点をあて、「多民族社会におけるイスラーム法の位置づけ」および「イスラーム法制度の近代化」に関するその法制思想を明らかにすることの二点である。

【研究の内容・方法】

①主要な検討対象としたのはシンガポールのイスラーム法制である。マレー半島の各州と異なり、シンガポールでは第二次世界大戦終結後の1950年代になって初めてムスリムのための司法・行政制度が本格的に整備された。それは同時代の中東イスラーム諸国やインド・パキスタン、マレー半島各州のイスラーム行政法の規定を大幅に取り入れつつ、独自の社会的要請に合わせた内容の法制であった。本研究では、マレー半島諸州と比べ、ムスリム人口比が圧倒的に小さいにも関わらず、イスラーム法制が導入された経緯と背景、その理念を考察するため、独立前後期の立法参事会・立法議会・国会と特別委員会、当時の雑誌・新聞の議論を収集・検討した。

②法律家アフマド・イブラヒムという個人に焦点をあてる。同氏はシンガポールで生まれたインド系ムスリム移民の第二世代であり、またイギリス留学して法律家資格を得たエリートである。同氏は、司法長官(1963-69)在任中にイスラーム法制の複数回の改革を主導したほか、非ムスリムの家族法改革やマレーシアとの統合の際の憲法の草案にも携わった。マレーシアに移住した後にはマレーシア各州のイスラーム法制改革にも関わりをもち、マレーシア・シンガポール両地域における「近代司法制度としてのイスラーム司法」形成に深い影響力をもった人物と考えている。本研究では、同氏の論文、著作、発表原稿、声明文からその法制思想を把握し、法律という実務分野において「多民族社会におけるイスラーム法の位置づけ」をどのように構想していたのかを検討する。加えて、2000年代のシャリーア裁判所実務の参与観察や判例分析を行い、アフマド・イブラヒムが構想した制度が実際の婚姻紛争においてどのように機能しているのかを論じる。

【結論・考察】

(以下の考察は主に①に関するものである。②については資料を精読中。)

シンガポールにおけるイスラーム法制の先鞭であるムスリム婚姻・離婚法(正式には「ムスリム条令」、1957年制定)は、1953年で約60%というムスリムの高い離婚率と、これに伴う離婚女性の窮状に対する問題意識の高まりを背景に、第一義的には離婚を抑えるための方策として導入された。この法制は離婚と婚姻の登録機関を新たに設置し、登録のための手続きを詳細に定めることで、イスラーム法規範そのものには踏み込まずに改革を推進しようとするものだった。法制に対し、一部のムスリム団体はイスラームで認められている離婚の権利を国家の法が侵害しているとして反発した。ただし、このような批判がなされたのは法制

から4年近く経過した1961年前半以降であり、同時期にムスリムに直接・間接的に関わる複数の法制定の動きが重なっていたことから、政府による宗教実践への干渉の強まりや他民族に課された規範がムスリムに拡大適用されることへの懸念などを批判の動機として見逃してはならないだろう。司法長官アフマド・イブラヒムの法制批判に対する反論は、離婚や多妻婚を抑制する意図そのものを肯定し、そうした改革が「近代の社会生活」に合致するというものである。国連憲章などの世界の基準、イスラーム諸国の法制改革を参照枠としつつも、ムスリムが国内の非ムスリムと同等の福祉を享受することの重要性を説いており、イスラーム法制という枠組みを通して均等な福祉の実現を目標としていたことが明らかになった。